

## 水道メーターの検針に協力を

12月20日(土)～26日(金)

水道料金は、2カ月に1度、検針員が水道メーター(量水器)の検針を行い、使用水量を確認したうえ、その水量に応じて算定しています。

市水道事業給水条例に基づき、次のとおり協力してください。

- ◆水道メーターの上に物を置いたり車をとめたりせず、見やすくしてください。
- ◆犬などのペットは、検針期間中は水道メーターから離れた場所につないでください。
- ◆メーターの検針ができなかった場合は、通知を投函しますので確認してください。

### 井戸水を使用している人へ

井戸水の使用を開始・廃止する、または井戸水の使用人数に変更がある場合は、連絡してください。

### 水道検針業務の委託

市上下水道局では、水道メーターの検針業務を委託しています。検針員が訪問する際は、受託者証を携帯しています。

### ●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923

## 漏水の早期発見のために



パイロット

水道の使用水量がいつもより多い、使用していないときにも水洗トイレの水が出る、家の周りでいつも同じ場所が湿っているなどの異常を感じたら、まず、水道メーターを確認してください。水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット(銀色の円形のもの)が回

っていれば、漏水の疑いがあります。

漏水している場合、水道料金の請求額が増え、建物に悪影響を及ぼす可能性がありますので、大野城市指定給水装置工事事業者へ連絡をお願いします。

※二次元コードが読み込めない場合は、問い合わせ先に連絡をしてください。

※修理費や見積などの費用は原則自己負担です。

※借家の場合は家主や管理会社などに連絡のうえ対応してください。

### ●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1927



大野城市  
指定給水装置  
工事事業者一覧

協力をお願いします

## 水道メーターの取り替え

令和8年1月6日(火)～30日(金)

水道メーターは、計量法に基づき有効期間が8年と定められ、期間内に取り替えが義務付けられているため、取り替えを地区ごとに行っています。

◆取替対象には、はがきで通知します。

◆はがきは、取り替えが始まる1週間前までに郵送します。

◆取替作業中は15分程度水が止まります。作業が終わるまでの間、蛇口は全て閉めてください。

地区	委託業者
◇川久保◇大字乙金 ◇大城◇大池	(株)山本配管工業所 ☎(581)2136
◇瓦田◇山田	(有)西南空調 ☎(504)0819
◇上大利	(有)木本設備工業 ☎(513)3688
◇月の浦	(有)ムサシ工業 ☎(589)7107

### ●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1927

## 下水道排水設備の指定工事店・工事責任技術者の登録(令和8年度)

排水設備の新設・修理・改造などを行うには、本市の排水設備工事店の指定を受け、排水設備工事責任技術者として登録する必要があります。

申請期間が決まっていますので、注意してください。

### ●申請書類

ホームページ掲載の様式を使用してください。  
料金施設課(市役所新館2階)での配布も行って

ています。

●申請期間(新規・更新) 令和8年1月19日(月)～30日(金)(土・日曜日を除く)

●申請時間 午前9時～午後4時

●申請と問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1927